

2000（平成12）年10月6日  
放送と人権等権利に関する委員会決定第12号

## 権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会  
委員長 清水 英夫

申立人 愛媛県松山市の自動車販売業者  
被申立人 株式会社 伊予テレビ（松山市）

### I. 申立に至る経緯

1999年9月13日、愛媛県松山市で自動車購入の名義貸しを利用し、架空のローン契約を結んで信販会社から現金をだまし取ったとして、元自動車販売仲介業者が詐欺容疑で逮捕された。

伊予テレビではこの事件を、同日夜の県内向けニュース番組「キャッチあい」の中で、映像を使い1分55秒間放送した。

この放送に対し、松山市の自動車販売業者が、「詐欺事件と関係ない自分の店を、断りもなく撮影し放送した。映像のボカシ処理が不十分で、明らかに店名が分かる。放送は、正当な商取引をただけの当店が、詐欺事件の共犯であるかのような印象を多くの視聴者に与え、多大な迷惑を被っている」と伊予テレビに抗議した。

しかし、放送局側は今回のニュースは、「詐欺容疑で逮捕された元自動車販売仲介業者の逮捕事実を主眼に放送したものであり、申立人の販売店は取引のあった一つの舞台として放送しただけで、映像上もボカシ処理を施し、特定できないよう配慮している。放送原稿でも申立人の販売店名および詐欺事件との関連について一切言及していない」と主張し、双方の話し合いは対立したままに終わった。

このため、自動車販売業者が「放送によって自分や家族の名誉・信用が毀損されただけでなく、経営も追い詰められた」として、今年6月1日、本委

員会に「権利侵害」の救済を求める申立てを行った。

## II. 申立人の申立要旨

### 1. 映像の選択と放送での使用

今回の詐欺事件に関連して多くの自動車販売業者が、容疑者と共謀した疑いで警察の事情聴取を受けている。当方は、容疑者と取引はしていたが、車の登録、納車を完全に行っている正規な取引店であると、警察もクレジット会社も認めており、共謀の容疑は一切かけられていない。

① 当店を主眼にした放送ではないと主張するのであれば、映像は他の自動車販売会社、展示場でもよいではないか。伊予テレビと当店は車で30分位かかり、その間に多くの販売店があるはずで、当店を特定した以外のなものでもない。また、放映するなら放送の趣旨をよく説明し、了解の下に撮影、放送するべきである。

② 容疑者と取引のあった業者は20社から25社あった。なぜ、当店に的を絞って放映したのか。中には容疑者と共謀して詐欺事件にかかわった業者も多くいた。映像に出す場合、そのような販売店を出すべきだと思う。当店を容疑者の共犯と想定したのではないか。

③ 伊予テレビの主張している「被害者情報の被害者」とは誰を指すのか。ユーザーは逮捕された男から金品をもらい、自分の所に車が届かないことを知りながら名義を貸したもので、本来の被害者は、クレジット会社および正規の取引をしていた販売店だと思う。業者の質、取引内容など取材調査したのか疑問である。

### 2. 映像表現（ボカシ処理、字幕スーパーの表現）

伊予テレビは、「放送原稿でも映像でも申立人の店が事件に関係しているとは、一切言及していない」と主張しているが、あれだけ映像で放映すれば、すべて当店が事件に関係しているかの印象を与えたことになり、多大な迷惑を被っている。映像に出すことは言葉以上に影響がある。

① 映像のボカシ処理が不十分で、当店の名前が見える。「DAIHATSU」の文字は完全にボカシがなく、店名はボカシを通して字体がはっきり見えた。また、展示場や展示車両もはっきり映像に出され、同業者、知人など多くの人から「事件に関係しているのか」、「店が出ていた」などの電話があった。

② 逮捕者の名前に続いて当方の看板、店名、敷地、在庫車両などの映像が出て、「関係が指摘されている自動車販売会社」と字幕スーパーが出たこと

で、当店が共犯ではないかとの印象を多くの人に与えた。

### 3. 放送による権利侵害

当店は地方の小さなマーケットの中にあり、放送の影響も、都会以上に深刻なものがある。人のうわさは口コミによって広く深く行き渡った。商売への影響は計り知れず、既に末期的状態である。経済的に追い込まれ、精神的にも疲れた。

- ① クレジット契約も引き上げられて今日まで使えず、業界の信用も失って倒産寸前である。この死活問題をどうしてくれるのか。
- ② 所属する中古自動車販売商工組合にも放送後、多くの問い合わせ、苦情が入り、組合からどうなっているのか説明を求められた。緊急理事会の席上、「私は今回の詐欺事件には、一切関係していない」と釈明したが、組合内部を又業界そして一般を含めて騒がせたことに対し、組合の指導環境委員長を辞任した。この時点で私の人権はもとより名誉も失った。
- ③ 世間の無言の圧力が私にだけでなく、家族に対してもそれぞれの友人、学校関係、近所などからかけられている。これは兄弟、親戚にも至るし、業界内においてはユーザーはじめ一般の方にも及び、放送の影響は想像を絶するものである。

以上、今回の放送は、容疑者の逮捕画像と同時に、当方の看板、文字、外観を放映し、いかにも共犯と思わせた行為であり、人権侵害、名誉毀損以外のなにもものでもない。

真実に基づかない放送を行ったことに対し、次の2点を要求する。

- (1) 当店は、今回の詐欺事件では詐欺と一切関係なく、警察の認めるように正規の取引をしていた店に過ぎなかったことを鮮明に、文言、映像を使って謝罪放送を行うこと。
- (2) 会社代表者名による謝罪文を発行すること。

### Ⅲ. 被申立人の答弁要旨

#### 1. 映像の選択と放送での使用

詐欺事件について容疑者、被告などとして申立人が送検、および起訴された事実がないことは、申立人が主張している通りである。

今回のニュースは、詐欺容疑で逮捕された自動車販売仲介業者の逮捕事実を主眼に放送したものであり、申立人の販売店に焦点を当てたものではない。原稿上でも申立人の店名および事件との関連について一切言及していないし、映像もボカシ処理を施し特定出来ないよう配慮した。

- ① この事件は、被害情報も寄せられ、報道部でも関係業者などから取材を重ね、申立人の販売店が取引の舞台となったことを確認している。また抗議後の交渉の中で、申立人は「逮捕された容疑者と面識があり、取引もしていた」と話し、事件の舞台となっていたことを認めている。
- ② 撮影日はニュースで放送した1999年9月13日。容疑者と取引していた販売業者が十数社に上ったことは事実であるが、伊予テレビで取引のあったことを確認できたのは2社であった。このうち、周辺の状況などから撮影が可能だと判断した申立人の販売店を撮影し、放送した。直接取材に関しては、容疑者との関係を示す書類などが処分される恐れを懸念して行わず、周辺取材にとどめた。
- ③ 申立人の販売店の取材に当っては、容疑者に名義を貸したユーザーなど、申立人と取引のあった関係者複数からの情報に基づくものである。撮影時点の段階では、どの販売会社が警察の取調べを受けているかの特定には至っていなかった。
- ④ 映像の使用については、容疑者のかかわった自動車が売られていた販売会社を伝えることで、視聴者に身近で起きている事件であることを理解してもらうためであり、一般の販売会社がその舞台になったことを示す映像が必要と考えた。

## 2. 映像表現（ボカシ処理、字幕スーパーの表現）

- ① ボカシ処理は1社を特定させないように判断し使用した。放送した映像で、具体的に店名が判明するとは思われない。この事件は、すでに地元新聞で報道されていた経緯があり、業界では関心が高まっていて、関係業者が電話などで問い合わせる結果となったと考える。
- ② 字幕スーパーの「関係が指摘されている自動車販売会社」は、容疑者との取引関係という意図に過ぎず、決して容疑者の共犯という意味ではない。共犯であることを示すのであれば、その趣旨のスーパーを出している。原稿でもそのかわりについて触れていないのは、共犯という認識が全くなかったからである。

## 3. 放送による権利侵害

- ① 映像は放送を伝える点で重要な意味を持つ。その映像でボカシ処理を含め不十分な点があったとすれば、今後、検討する余地はある。
- ② 今回のニュースは、申立人の販売店を特定させ、疑惑を呈したのではなく、一般の主婦らが多数巻き込まれた事態の重要性を考えて取材に当っ

た。このような事件が繰り返されないようお願い、視聴者に複雑な事件を分かりやすく伝えようとしたものである。

以上のことから、今回の放送は、申立人が訴えるような不特定多数の人々に、広く誤認を与え、更に申立人の人権までも侵害した「名誉毀損」というケースには該当していないと考えている。

#### IV. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画を視聴し審理した。また、申立人、被申立人の双方から意見を聴取した。

##### 1. 映像の選択と放送での使用

伊予テレビは、自動車販売契約を利用した詐欺事件で、容疑者逮捕のニュース報道をするに際し、視聴者の身近な事件であることを理解しやすくするため自動車販売店の映像を使用しようと考え、販売取引のあった申立人が経営する販売店を当日撮影し、特定しないよう映像にボカシ処理をして放映した。

ニュース報道の映像について、視聴者へ事件の本質を伝え理解を助けるために、どのような映像を選択して放映するかは、各放送事業者の編集権に属し、その判断と選択に委ねられている。

しかし、本件放映当時、申立人は詐欺事件で逮捕された容疑者と自動車の販売取引はあったが、そのことだけで直ちに、「事件の舞台」として申立人の関与を速断することはできない。また、同人との共犯関係を示す証拠はなかったのであるから、容疑者逮捕のニュースで販売店の映像を使用する場合は、共犯関係を示唆することがないよう特段の注意が必要である。

事件とのかかわりで特定の販売店の映像を使用する場合は、事前に直接取材し、事実の把握とその言い分や意見を報道に反映する姿勢が求められるが、伊予テレビは、申立人への事実の確認や言い分を直接取材することなく、ボカシ処理をしたのみで放映した。こうした対応はジャーナリズムの姿勢としては不十分であったといえよう。また、単に参考映像として放映したのであれば、申立人の経営する販売店に映像を絞るべき合理的理由はないから、ボカシ処理をしてまで申立人の販売店の映像を使用する必要性はなかったと考える。

##### 2. 映像表現（ボカシ処理、字幕スーパーの表現）

伊予テレビは販売店の名前が特定しないよう映像にボカシ処理を施しており、その限りでは注意を払ってはいるものの、同販売店の敷地内には、特徴のある大型の看板が設置されているため、看板上部の「DAIHATSU」および同下部の販売店名をボカシ処理しても、全体的な特徴から知人やユーザー、自動車販売業界関係者には、申立人の店であることが比較的容易に判別が可能であった。

しかも、伊予テレビは、詐欺事件の容疑者逮捕の事実と実名に続いて、「関係が指摘されている自動車販売会社」のスーパーを入れて販売店の映像を放映したため、視聴者に対し申立人が容疑者と共犯関係にあるかのような印象を与えたことが認められる。そうした効果を増幅した本件の字幕スーパーの表現は不適切であったといわざるを得ない。

このような場合は、特定の販売店の映像の使用を回避するか、疑惑を生じないように映像上の工夫をすることが必要である。

ここで、映像のボカシ（モザイク）処理について触れておきたい。

代替できない重要な証人や重大な事件現場などについては、ニュースソースや関係者のプライバシーなどを尊重するうえで、ボカシ処理は必要な手法の一つである。

しかし、映像、特にニュース映像は真実を伝えるものであるから、ボカシやモザイク処理は、映像の真実性を阻害するものとして原則として避けるべきである。したがって、撮影の時点で、できる限りボカシを入れないですむように工夫するとともに、映像選択時にボカシを入れないですむ他の映像で代替することも考えるべきである。

なお、ボカシ処理は、放送内容とのかかわりで疑惑を高める場合があること、また、部分的なボカシ処理によっても、映像全体から本人や場所が特定されてしまうなど、限界のあることにも注意が必要である。

### 3. 放送による権利侵害

本件での重要な特色は、被申立人は地方局として地方都市の住民へ身近な情報を提供する役割を果たしてきたものであり、他方、申立人は地域に定住して営業活動を営む業者である。したがって、両者を取りまく地域性と申立人が所属する業界の関係は重要な判断要素として考慮するのが相当である。

本件放送での伊予テレビによる販売店の映像の選択、ボカシ処理、字幕スーパーの表現などが不適切だったため、視聴者に対し、申立人と容疑者との共犯関係を印象づけてしまう結果となった。

本件放送後、申立人は友人、知人やユーザー、自動車販売業界関係者から容疑者との共犯関係を疑う質問や苦情が寄せられたこと、申立人が加入していた中古自動車販売商工組合の緊急理事会が招集され、申立人は席上、詐欺事件とは関係のないことを釈明したが、指導環境委員長の役職を辞任せざるを得なくなったことなどが認められる。また、申立人からの、世間から白眼視を受け、本人および家族が大きな精神的苦痛を受けているとの主張もあながち否定できないところである。

したがって、本件放送によって申立人の社会的な評価が傷つけられたことが認められ、人権侵害があったものと判断する。

#### 4. 結論と措置

本件は、伊予テレビが詐欺事件の容疑者逮捕のニュース報道をするに際し、視聴者に身近な事件として理解しやすくする目的で販売店の映像を使用したこと、同映像にボカシ処理を施して店名が特定されないように配慮していること、断定表現を避けて犯人視報道は一切していないことなど、いずれもそれなりの対処をしていたことが認められる。

しかしながら、逮捕された容疑者の実名に続いて申立人が経営する自動車販売店の映像を使用したことが、映像の選択、ボカシ処理、字幕スーパーの表現などが不適切であったため、申立人が経営する販売店であることが特定されてしまい、視聴者に容疑者と共犯関係にあるかのような印象を与え、申立人の人権を侵害する結果を生じたものである。

よって、本委員会は伊予テレビに対し、申立人への人権侵害に対する回復措置として本決定の主旨を放送するとともに、再発防止に努めるよう勧告する。

なお、少数意見として次の見解があった。

本件放送では、取材のあり方や映像の選択、ボカシ処理、字幕スーパーの表現などが不適切ないし不十分で、これにより申立人が犯罪と一定のかかわりをもっているかのような誤解も与えかねず、人権が脅かされる危険があり、放送倫理上重大な問題があった。しかし、共犯である旨の断定はせず、あからさまな「犯人視」報道はされていないのはもとより、氏名や店名も明示せず、映像についても一定のボカシ処理を施すなど申立人を特定しない配慮もなされており、人権侵害とまではいえないと判断する。今後の報道にあたっては放送倫理と人権に一層配慮することを強く要望する。

#### V. 審理経過

審理経過は別紙の通りである。



## 審 理 経 過

年 月 日	審 理 内 容
2000 6. 1	申立人の「権利侵害申立書」受理
6. 1	被申立人に「申立書」送付、「答弁書」要請
6. 8	被申立人の「答弁書」、放送VTR受理
6. 9	申立人に「答弁書」送付、「反論書」要請
6. 13	申立人の「反論書」受理
6. 16	被申立人に「反論書」送付、「再答弁書」要請
6. 19	被申立人の「再答弁書」受理
6. 20	委員会審理
7. 18	委員会審理
7. 19	申立人、被申立人双方にヒアリング開催通知
8. 16	事務局の現地調査実施
8. 22	第1回起草委員会
8. 29	委員会審理、申立人、被申立人のヒアリング実施
9. 7	第2回起草委員会
9. 13	持ち回り審理
9. 18	〃
9. 19	委員会審理
9. 28	持ち回り審理
10. 2	〃 「委員会決定」原案了承
10. 6	「委員会決定」通知、公表